

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

「寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、個人情報取扱特記事項を含めた契約を締結している。」

評価実施機関名

松浦市長

公表日

令和6年1月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄付金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄付金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 なお、特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①寄付金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）申請書の受理・保管。 ②税額の控除を行う住所地の市区町村への申告特例（ワンストップ特例）通知書の送付。
③システムの名称	さとふる、ふるさとチョイスオンライン申請（e-NINSHO）・motiONE・IAM
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税（ワンストップ特例）特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項、番号法別表第一16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div>
②法令上の根拠	（寄付金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会及び提供は行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	文化観光課
②所属長の役職名	文化観光課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松浦市ふるさと納税・魅力発信室 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	VIリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和4年3月11日	I しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点 令和1年5月31日時点	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	事後	
令和4年5月1日	表紙・特記事項	—	「寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、個人情報取扱特記事項を含めた契約を締結している。」	事後	
令和4年12月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	マイナンバー管理システム	さとふるオンライン申請（e-NINSHO）・motiONE・IAM	事後	
令和5年9月1日	I 関連項目 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	政策企画課 政策企画課長	文化観光課 文化観光課長	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和4年2月18日 時点	1万人以上10万人未満 令和5年8月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月18日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	
令和6年1月25日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	さとふるオンライン申請（e-NINSHO）・motiONE・IAM	さとふる、ふるさとチョイスオンライン申請（e-NINSHO）・motiONE・IAM	事前	